

八戸市虐待等防止対策会議の概要

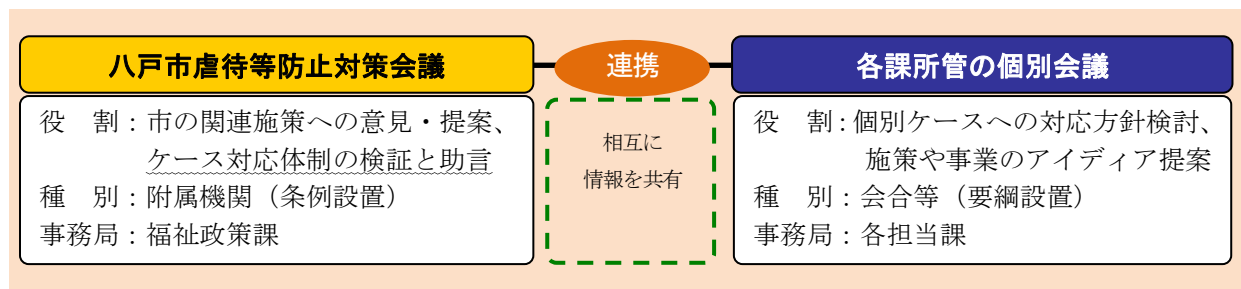
■設置目的

虐待等に関する情報を随時共有するとともに、関連施策や、市と関係機関の連携強化を図る取り組みについて話し合い、虐待防止策等の充実につなげる。

■運用体制

- ・ 対策会議は市の施策や事業を検討するほか、関係課や各課所管の個別会議における対応状況を全体的に検証し、必要に応じて市に助言する。
- ・ 各個別会議は、会議での状況を対策会議に報告するほか、対応の中から浮かび上がった施策や事業のアイデアを提案する。

⇒ 相互の連携を通じて、虐待等の防止や被害者への支援の実効性を高める。



■委員構成

- ・ 現行委員の任期は、令和元年 5 月 28 日から令和 3 年 5 月 27 日までの 2 年間。
- ・ 本体会議を平成 28 年度までは 3 月下旬に開催していたが、平成 30 年度より 5 月下旬開催に変更した。そのため、前任期終了（平成 31 年 3 月 23 日）より日が空いている。

【委員構成】※定数 15 名

規則上の委員構成	委員数 (現行数)	委員の所属
(1) 学識経験者	1	八戸学院大学短期大学部 幼児保育学科
(2) 保健医療関係者	3	青森県公認心理師・臨床心理士協会 青森県精神保健福祉士協会 一般社団法人八戸市医師会
(3) 福祉関係者	3	八戸圏域障がい児・者支援連絡協議会 八戸地区社会福祉施設連絡協議会 青森県介護支援専門員協会 八戸支部
(4) 地域支援関係者	2	八戸市民生委員児童委員協議会 八戸地域虐待等困難事例ネットワーク研究会
(5) 法曹関係者	1	青森県弁護士会
(6) 関係行政機関の職員	3	八戸警察署 生活安全課 青森県八戸児童相談所（三八地域県民局） 配偶者暴力相談支援センター（三八地域県民局）
(7) その他市長が必要と認める者	2	八戸市保育連合会 八戸市私立幼稚園協会

■令和元年度の開催予定

平成 27 年度までは年 1 回開催し、各課所管の個別会議の状況を対策会議委員に報告、市の施策や事業に対する意見や提言を聴取していた。平成 28 年度に「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめの重大事態に係る再調査機関として位置づけされたことで、通常の本体会議開催（1 回）のほか、臨時的な会議開催も想定されるようになった。そのため、平成 29 年度以降は臨時分として 1 回分の開催経費を予算計上しており、令和元年度についても同様とする。

■虐待等防止対策会議の運営形態■

附属機関（条例・規則設置）

八戸市虐待等防止対策会議

- ・八戸市虐待等の防止に関する条例に基づき設置
- ・関係課や、各個別会議における対応状況を全体的に検証し、市に助言または政策等を提言
- ・いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの重大事態に係る再調査機関として位置づけられた。（平成 28 年度から）
- ・委員委嘱数＝15 名（定数 15 名）

【福祉政策課】

対応体制の検証
必要な助言



対応状況の報告
施策等の提案



附属機関以外（要領、規則等で設置）

高齢者・障がい者ネットワーク会議

- ・市が独自に設置する会議。
- ・高齢者や障がい者の支援困難事例（虐待に限らない）について、課題の解決策や支援体制の構築等について検討する。

【高齢福祉課、障がい福祉課】

八戸市要保護児童対策地域協議会

- ・児童相談所やDV防止センターで対応した虐待事案へのその後の対応や、要保護児童の支援などについて検討する。

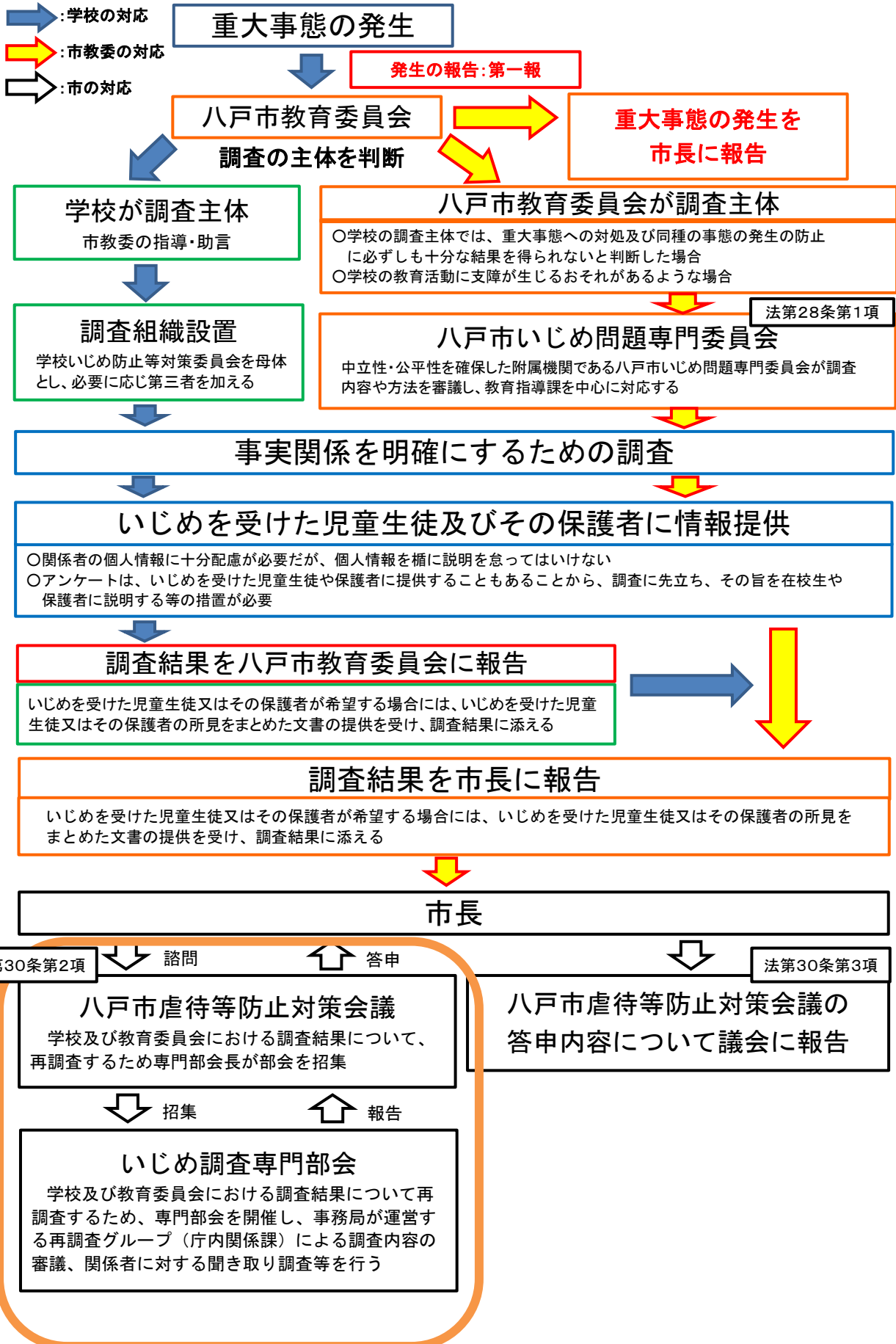
【子育て支援課】

八戸市いじめ問題対策連絡協議会

- ・八戸市いじめ防止基本方針に基づき設置する組織。
- ・公立小・中学校におけるいじめの防止等のため、関係する機関及び団体と連携を行う。

【教育委員会 教育指導課】

「いじめ防止対策推進法」及び「八戸市いじめ防止基本方針」に基づく重大事態対応フロー図



八戸市における高齢者虐待の現状

1. 相談受理及び対応体制

平成 17 年度から高齢福祉課（18 年度からは課内に地域包括支援センターを設置）にて、高齢者虐待に関する相談を受け付け、虐待の解消に向けた様々な取り組みを行っている。

相談対応の強化を図るため、平成 27 年度から平成 29 年度まで 9 箇所のサブセンターを、平成 30 年度からは、委託型の地域包括支援センター（名称：高齢者支援センター）を市内 12 の日常生活圏域全てに設置している。

2. 養護者による虐待

1) 相談件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	52	51	61
虐待あり・疑い件数	36	33	34

2) 虐待の内容

※相談 1 件につき複数の虐待内容が重複している場合がある。

	身体的	心理的	経済的	介護放棄	性的
平成 28 年度	21	24	3	2	1
平成 29 年度	25	25	5	0	1
平成 30 年度	17	14	2	4	0

3) 主な相談通報者

平成 28 年度：「警察」「介護支援専門員」「家族・親族」「民生委員」

平成 29 年度：「警察」「介護支援専門員」「家族・親族」「本人」

平成 30 年度：「警察」「介護支援専門員」「家族・親族」「行政」

4) 虐待を受けている高齢者の特徴

女性が大半を占める。虐待の要因は、「認知症」「要介護状態」などが挙げられる。

5) 養護者の特徴

高齢者との続柄は主に「息子」「夫」「娘」となっている。養護者が抱えている問題は多岐にわたり、主なものとして「介護負担」「病気の無理解」などが挙げられる。

八戸市における障がい者虐待の現状

1. 相談受理及び対応体制

平成 24 年に障害者虐待防止法が施行されたのを受け、市障がい福祉課及び市委託相談支援事業所（障害者相談・活動支援センターぴあみなと、地域生活支援センター青明舎、地域活動支援センターハートステーション）の 4 箇所からなる八戸市障がい者虐待防止センターを設置し、相談対応を行っている。

2. 養護者・施設従事者等による虐待

1) 相談件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	9	6	8
虐待認定件数	1	1	6

2) 虐待の内容

※相談 1 件につき複数の虐待内容が重複している場合がある。

	身体的	心理的	経済的	放棄放置	性的
平成 28 年度	7	5	2	0	0
平成 29 年度	3	3	0	1	2
平成 30 年度	7	3	0	0	0

3) 虐待を受けたと思われる者の障がい種別

※障がい重複している場合がある。

	身体	知的	精神	不明
平成 28 年度	0	4	3	2
平成 29 年度	2	5	1	1
平成 30 年度	2	5	2	0

4) 主な相談通報者

平成 28 年度：「警察」「本人・家族・知人等」「施設従事者・行政職員等」

平成 29 年度：「本人・家族・知人等」「施設従事者・行政職員等」

平成 30 年度：「警察」「本人・家族・知人等」「施設従事者・行政職員等」

八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議実施状況

1. ケース会議の目的

高齢者及び障がい者に対する虐待に対して、その防止及び早期発見を図り、その原因を明らかにするとともに、被害者及び家族等への総合的な支援策を検討し、各関係機関との連携システムを構築するために、広く意見を聴取することを目的としている。

2. 平成 30 年度の会議開催状況

八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議 1 回

内 容 高齢者虐待及び障がい者虐待の現状、相談支援体制、虐待防止の啓発について
意見聴取を行った。

構成員 10 名出席

○高齢者虐待について

虐待の要因として、「認知症の症状」のほか、「病気の無理解」「低収入・無収入」「介護負担」などが複合している例がある。そのため、高齢者本人および家族の状況把握や支援内容の検討のため、医療機関やケアマネジャー等の対象者を支援する関係機関とケア会議を行っている。

○障がい者虐待について

調査対象や方法の検討及び虐待の有無の判断にあたっては、コア会議を実施し方針決定を行っている。

3. 今後の見通し

今後も高齢者及び障がい者虐待については、より多様でより複雑な内容となっていくことが想定されるため、必要に応じて会議を開催し、専門的な知見を取り入れつつ対応を速やかに行う。

平成 30 年度八戸市要保護児童対策地域協議会に係る会議実施状況等について

1. 各会議の開催状況

(1) 児童虐待に関する会議

- ①八戸市要保護児童対策地域協議会代表者会議（以下、代表者会議） 1 回
参集範囲：八戸市要保護児童対策地域協議会設置要綱 3 条に基づく構成員
- ②八戸市要保護児童対策地域協議会実務者会議（以下、実務者会議） 12 回
参集範囲：児童相談所、子育て支援課、健康づくり推進課、教育指導課ほか
- ③ケース検討会議 101 回
(泣き声通報 15 件（児童数 26 人）、進行管理ケース会議等 86 件)
参集範囲：子育て支援課、家庭相談員、健康づくり推進課、教育指導課、生活福祉課、児童相談所、医療機関関係者、学校関係者ほか

(2) DV に関する会議

- ①ケース検討会議 13 回
参集者：子育て支援課、女性相談員、健康づくり推進課、障がい福祉課、生活福祉課、医療機関関係者ほか

2. 児童虐待について

代表者会議や実務者会議の開催を通して、関係機関間での情報共有が密に行われるようになったことで、各機関の虐待対応に対する意識が高まり、組織で支援する体制が構築されてきた。

児童虐待に関する相談内容としては、身寄りのない特定妊婦の相談や精神疾患や障害をもつ親の養育能力不足による、ネグレクト(育児放棄)に関する相談件数が増加している。

⇒関係機関が密に情報共有を行なうことで、虐待が危惧される世帯に関する情報を得ることができ、早い段階で適切な機関の対応が可能となっている。これにより、虐待の重篤化を未然に防ぐと同時に、関係機関による多面的なケース検討とそれに基づく社会的・経済的な支援が可能となり、児童の安全の確保に繋がっている。

3. DV 被害者支援について

昨年と比較し、DV 被害を主訴とする相談件数自体は減少している一方で、外国籍、精神疾患や知的障害、発達障害等、より困難を抱えた相談者が多くなってきている。

また、高齢者夫婦間の DV 相談もあり他機関へ繋いだ事例もあった。加えて、子どもや親からの暴力の相談も増加傾向にある。

このようなことから、DV 被害者の自立支援については、個々に応じた配慮や被害者に寄り添った支援はもちろん、支援する側の高い専門性が必要不可欠となってきている。

⇒ケース検討会議では、事案を把握した都度、随時開催するとともに、必要な支援策を検討し、一時保護の必要がある場合には県と連携をはかりながら迅速な対応を行なっている。なお、DV 被害を訴える相談者への自立支援については、様々な制度や関係機関の連携が必須であり、女性相談員や母子父子自立支援員が相談者に寄り添いながら、切れ目のない継続的な支援を行っている。

4. 今後について

児童虐待、DV に関する相談は、今後もさらに多様で複雑な内容となることが予想され、緊急かつ迅速な対応が求められることから、よりいっそう関係機関との連携を密にして対応して参りたい。

八戸市における児童虐待の現状

■ 児童相談種別件数(延べ件数) - 家庭(児童)女性等相談室

区分/年度	養護相談		保健相談	障害相談						非行		育児相談			その他	計	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害等	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性			育児・しつけ
26	10	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	0	17	35	73
27	5	19	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	13	34	76
28	43	3	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	5	0	10	5	70
29	33	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	10	0	54
30	68	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	8	0	85

■ 児童虐待相談受付件数

○ 児童相談所の児童虐待相談件数(八戸市福祉事務所分を含む)

年度	全国	青森県	八戸児相	八戸市民分	八戸市福祉事務所	内訳			
						身体的	性的	心理的	ネグレクト
26	88,931	822	212	209	10	1	0	3	6
27	103,260	920	383	319	5	0	0	0	5
28	122,578	949	302	231	43	14	0	13	16
29	133,778	1,073	288	234	33	3	0	8	22
30	-	1,413	500	367	68	21	0	20	27

■ 虐待者(八戸市)

年度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
26	10	0	0	0	0	10
27	1	0	4	0	0	5
28	10	1	28	0	4	43
29	1	3	29	0	0	33
30	18	5	42	0	3	68

■ 虐待相談種別(青森県)

年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	合計
26	228	6	454	146	834
27	247	13	476	184	920
28	264	13	502	170	949
29	246	14	541	272	1,073
30	364	10	800	239	1,413

■ 虐待者(青森県)

年度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
26	393	61	336	5	39	834
27	401	84	396	10	29	920
28	406	73	430	7	33	949
29	483	75	483	4	28	1,073
30	633	84	650	3	31	1,401

八戸市におけるDV防止の現状

■ 八戸市の女性相談 相談別件数

単位：件

相談の種別	人間関係												住居問題	経済関係				医療関係	計	
	夫等			子ども			親族			家庭不和	その他の者の暴力	男女問題		その他	生活困窮	借金・サラ金	求職			その他
	夫等の暴力	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育困難	その他	親の暴力	親族の暴力	その他											
26年度	69	55	11	4	8	63	2	3	29	1	0	2	19	28	10	4	3	22	106	439
27年度	128	36	17	2	9	57	3	1	47	3	0	2	42	7	8	14	7	26	96	505
28年度	63	69	20	2	13	43	0	0	23	1	9	5	17	4	11	4	4	18	44	350
29年度	102	46	20	9	2	58	2	1	26	1	6	0	22	9	11	3	6	15	39	378
30年度	69	59	16	13	6	33	4	0	19	1	6	2	15	9	9	4	13	3	40	321

■ DV相談受付件数

○ 配偶者暴力相談支援センター 及び 八戸市福祉事務所のDV相談受付件数

年度	配偶者暴力相談支援センター			八戸市福祉事務所	市民分合計
	全国	県全体	三八県民局分（うち八戸市民分）		
26年度	102,963件	720件	171件（126件）	69件	195件
27年度	111,630件	896件	191件（126件）	128件	254件
28年度	106,367件	850件	177件（119件）	63件	182件
29年度	106,110件	797件	126件（96件）	102件	198件
30年度	6月公表予定	873件	76件（45件）	69件	114件

■ 啓発活動

①市庁舎内、女子トイレにカード(DV防止啓発用)の設置

場所：市庁舎内の女子トイレ4箇所

設置枚数：約300枚

②街頭でのポケットティッシュ(相談窓口の連絡先明記)配布

実施月：児童虐待・DV防止月間(11月)

場所：市子育て支援課窓口、市内大型ショッピングセンター

配布枚数：約2,000枚

協力者：主任児童委員(5名)

③電子メールによる相談受付、子育て情報サイトでの相談窓口の周知

当市におけるいじめ問題の現状について

当市におけるいじめ問題の現状（平成 29 年度）

1 当市におけるいじめ認知件数（1000人当り）

校種等	小学校			中学校		
	当市	本県	全国	当市	本県	全国
H27	5.7	10.1	23.2	10.2	13.7	17.1
H28	64.6	59.9	36.6	14.2	32.7	20.8
H29	114.6	95.8	49.1	28.5	35.3	24.0
前年度比	+50.0	+35.9	+12.5	+14.3	+2.6	+3.2

- 各校において、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの認知を積極的に行っていること、教職員や児童生徒・保護者のいじめに対する危機意識の高まりから、いじめの認知件数は増加していると考えられる。

2 当市における学年別の認知件数（1000人当り）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	全体
小学校	101.5	133.2	148.7	130.7	108.5	65.3	114.6
中学校	47.9	26.5	12.6				28.5

- 小学校では、3年生が最も多く、次いで2年生、4年生、5年生、1年生、6年生の順。
中学校では、1年生が最も多く、2年生、3年生の順。
- けんかやふざけあいといった行為についても背景を調査し、児童生徒が苦痛を感じている場合には、いじめとして認知していることにより、特に小学校において認知件数が増加していると考えられる。
- 小学校高学年や中学校では、思春期やクラス替え・進級等による人間関係の不安定さが影響していると考えられる。

3 いじめの解消率

	当市	本県	全国
H27	95.6%	94.7%	88.7%
H28	96.0%	96.1%	90.6%
H29	76.0%	80.6%	85.8%

- 各学校できめ細やかな児童生徒観察、教職員間での情報共有、定期的なアンケート調査や教育相談等を中心に早期発見・早期対応に力を入れている。
- 解消の定義（H29年度から基本方針において明確化）
 - いじめ行為が相当の期間（3か月間を目安）止んでいる状態
 - 児童生徒が心身の苦痛を受けていない

4 いじめの態様（多い順）

- 小学校**
- 「冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」
 - 「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする」
 - 「仲間はずれ、集団による無視をされる」
- 中学校**
- 「冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」
 - 「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする」
「仲間はずれ、集団による無視をされる」

5 いじめ発見のきっかけ

小学校

	項目	当市	全国
①	「アンケート調査」	44.5%	56.7%
②	「本人からの訴え」	22.5%	16.1%
③	「教職員が発見」	11.2%	12.9%

中学校

	項目	当市	全国
①	「アンケート調査」	28.0%	37.4%
②	「教職員が発見」	25.8%	16.1%
③	「本人からの訴え」	25.3%	24.3%

6 いじめの発見について

- 各学校において独自のアンケート調査を学期に1回以上実施
※学校によっては保護者からもアンケートをとっている
- 教育相談や個別の聴き取り
- 教職員の児童生徒観察
- 児童生徒との会話や生活記録ノートからの情報収集
- 保護者や地域住民からの情報収集

ネット情報モラル支援事業

1 ネット情報モラル事業の推進体制について

(1) ネット情報モラル事業の主な目的

今般、インターネットが家庭生活に浸透し、児童生徒による利用も進んでいる。このような状況のもと、八戸市内でも児童生徒がインターネット上のトラブルに巻き込まれたり、長時間利用により生活習慣が乱れたりするなどの問題が発生している。このため各学校では、児童生徒がインターネット上のトラブルに巻き込まれないようにするため、またインターネットについての知見や適切な対処方法を身に付けるために児童生徒や保護者・教職員・地域住民等を対象としたインターネットトラブル防止教室を開催している。この各学校で開催される研修会等の取組を支援し、児童生徒の安全なインターネット利用や情報活用能力についての充実を図る。

(2) 対象について

八戸市立小・中学校に在籍する児童生徒とその保護者、教職員、地域住民

(3) 支援内容について

各校からの要請に応じて、各学校で企画・運営する研修会等に講師を派遣したり、講師謝礼や資料印刷費等の開催費用を補助したりする。

(4) 講師の派遣について

- 各学校、または教育指導課が調整をする。
- 各学校が調整する場合は、開催する学校において派遣依頼をする。
- 教育指導課が調整する場合の派遣依頼先は、主に八戸警察署、青森県警察本部、八戸市に進出している企業 13 社で組織する「八戸 IT テレマーケティング未来創造協議会」等。
※「八戸 IT テレマーケティング未来創造協議会」の講師については、協議会に所属している企業のネットセキュリティインストラクターの資格を持つ職員が担当。

2 成果と課題

- 市内小・中学校では本事業活用校（12校）を含めて、小学校34校、中学校22校において児童生徒や保護者・教職員向けに「インターネットトラブル防止」のための研修会を開催している。
- 実際の講座では、講師がインターネットの特性や陥りやすいトラブル等についてわかりやすく説明したり、利用する上で注意すべき点を的確にアドバイスしたりすることで、参加者の理解を深めている。
- 受講した児童生徒や教職員からは、トラブルに巻き込まれないための留意事項やインターネットの活用について大いに参考になったとの意見が多数寄せられている。
- 家庭でのインターネット利用について、話し合うきっかけとなったという意見もある。
- 学校や児童生徒の課題に即した多様な研修会を行うにあたり、講師の依頼先を確保する必要がある。